

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和元年 6月 3 日

和歌山県知事 殿

提出者

住 所 和歌山県有田市宮崎町6番地

有田市立病院
氏 名 事業管理者職務代理者
病院長 曲里 浩人

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0737-82-2151

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	有田市立病院
事業場の所在地	和歌山県有田市宮崎町6番地
計画期間	平成31年4月1日 から 令和2年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	83 医療業
② 事業の規模	一般病床数 153床、感染症病床数 4床 計 157床
③ 従業員数	延べ 300人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	①発生 → ②容器収納(感染性廃棄物) → ③院内移動 → ④保管 → ⑤委託処理

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

【有田市立病院 医療廃棄物処理計画】に記載のこと

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（平成 30 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排 出 量	別紙のとおり	t
	(これまでに実施した取組) 医療機関の為、患者数増加に伴い年間排出量も増加しているが、過去の推移をもとに排出量の予測をおこなうと共に、院内の委員会で年一回の報告をおこなっている。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排 出 量	別紙のとおり	t
	(今後実施する予定の取組) 例年同様、適正かつ安全に排出をおこない、処理業者に対しては最終処分までの取組強化をより一層促していく。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙のとおり【有田市立病院 医療廃棄物処理計画】
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙のとおり【有田市立病院 医療廃棄物処理計画】

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（平成 30 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 30 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度(平成 30年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度(平成 30年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	別紙のとおり	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 安全で的確な処理工程を実施していけるように、処理業者に対して運搬から最終処分までの監視監督を強化して処理をおこなうよう促している。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	別紙のとおり	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) これまでに実施した取り組みを継続する。		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度(平成 30年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	別紙のとおり	
(今後実施する予定の取組) 平成31年4月より電子マニフェストを使用する。			
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハマまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

有田市立病院医療廃棄物処理計画

(令和元年度)

令和元年 5月 1日

有 田 市 立 病 院

医療廃棄物処理計画

当病院が排出する廃棄物には、感染性廃棄物と非感染性廃棄物があり、医療廃棄物による院内及び院外での事故の発生を防止するため、それぞれの廃棄物の処理に関する計画を定める。

I 廃棄物の処理

廃棄物は、その処理を誤ると、環境汚染や感染症の発生等重大な社会問題を惹起し、当病院の信用問題に発展するおそれがある。

その中でも、感染性廃棄物の取扱いについては、発生から処分までの間、十分な注意が必要である。特に、その処理を他人に委託するときには、その性状、荷姿、取扱い上の注意事項等を説明しなければならない。

当病院において発生する廃棄物については、紙くず等の一般廃棄物を除き、産業廃棄物処理業者(特別管理産業廃棄物処理業者)に委託して処理する。

1 医療廃棄物の適正処理

(1) 分別

病院内で発生する廃棄物は、その処理方法、処分先及び取扱い方法等により、次のとおり分別する。

■ 感染性廃棄物

感染性廃棄物とは、人が感染し、又は感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物をいう。

(ア) 液状又は泥状物(血液、切除した組織及び臓器等)

(イ) 固形状物(血液付着ガーゼ、血液付着注射筒等)

(ウ) 鋭利なもの(注射針、メス等)

※上記に分別することが出来るが当病院では、すべて鋭利なものとして取り扱う。

■ 非感染性廃棄物(医療行為に伴って発生する)

非感染性廃棄物とは、非感染性であることを確認した廃棄物をいう。

(ア) 固形状物(プラスチック空容器等、血液、体液等の付着していないもの)

(イ) 非感染性廃棄物であることを確認した廃棄物

(ウ) レントゲンフィルム等

※なお、注射針、メス等の鋭利なものは、非感染性廃棄物であっても、全てを感染性廃棄物として取り扱う。

■ 非感染性廃棄物で上記以外の一般廃棄物

(ア) 病院内事務所等で発生する紙くず

(イ) 飲料水容器等(アルミ缶、ステール缶、ペットボトル等)

(ウ) 厨房等の厨芥類

(エ) その他の一般ごみ

(2) 保存容器

1. 分別した廃棄物は、医療廃棄物廃棄方法(別表1)により処理方法、処分先ごとに区分した容器に収納する。
2. 容器には、それぞれの内容物及び取扱い上の注意等の表示を行う。
3. 感染性廃棄物については、国際生物学的危険性マーク(以下「バイオハザードマーク」という。)により表示を行う。
バイオハザードマークの色については、下記3種類のものがあるが、当院では黄色表示のみとする。



バイオハザードマーク

- | | |
|----------------------|-----------|
| ①液状又は泥状のもの(血液等) | : 赤色(容器:) |
| ②固形状のもの(血液が付着したカーゼ等) | : 橙色(容器:) |
| ③鋭利なもの(注射針等) | : 黄色(容器:) |

※当病院では、上記を全て鋭利なものとして取り扱うため保存容器は1つ、ハザードマーク黄色表示の白色プラスチック容器を用いる。

理由: 1. 上記の分別をすることにより長時間にわたる保管が必要となるため
2. 分別排出が困難なため
3. 同一処理施設で処理されるため

4. 保存容器は、保存庫に移動するまでの間、手術室、処置室、検査室等の所定の場所において、関係者以外の者が触れることのないように保管する。

(3) 病院内での移動

廃棄物を収納した容器は、別図に記載する所定の保管庫まで、台車等を利用して、安全に移動させる。

移動中は、第三者が触れることのないよう細心の注意を払うものとする。

(4) 保管場所

1. 医療廃棄物の保管は、保管庫(図1)において保管する。
2. 感染性及び非感染性医療廃棄物(医療行為に伴って発生する)保管庫は施錠するものとし、関係者以外の者が開錠できないようにする。
3. 保管庫を開錠した者は、保管容器を収納後又は当該廃棄物を処理業者に引き渡した後、速やかに施錠する。
4. 保管庫は、常に清掃するなど、清潔に整理整頓に努める。

2 委託契約

委託契約は、書面により行い、毎年更新して契約を締結する。

なお、収集運搬業者及び処分業者が異なるときは、別個の契約書とする。

3 処分場等の確認

委託契約締結の際及び委託中において、必要に応じ処分場等を実地に確認する。

4 処理委託廃棄物の引き渡し方法

委託処理をする廃棄物の収集運搬業者への引き渡しは、当病院の担当職員立ち会いのもとに引き渡す。

5 廃棄物管理票(マニフェスト)

感染性及び非感染性(医療行為に伴って発生する)廃棄物の適正処理の確認については、廃棄物管理票(以下「マニフェスト」という。)制度により、電子マニフェストを用いて行う。

- ① 廃棄物を収集運搬業者に引渡した日から3日以内に、マニフェスト情報を情報処理センターへ登録する。
- ② 情報処理センターからの運搬終了・処分終了・最終処分終了の報告通知を確認し、委託契約どおり処理されたことを確認する。
- ③ マニフェスト情報は、情報処理センターにおいて5年間保管する。
- ④ 庶務課は、廃棄物を引渡した日から、処分終了については90日以内(感染性廃棄物は60日以内)に、最終処分終了については180日以内に報告されないときは、委託した収集運搬業者及び処分業者から事情を聴取するなど調査した上、委託した廃棄物の状況を把握し、適正な指示をするなどの措置を講じて、保健所を経由して知事に報告する。

6 廃棄物の処理委託先

■ 感染性廃棄物

ア 液状又は泥状のもの

- i 収集運搬:(株)岸化学 和歌山市西浜1660-396
- ii 処分:四国メディカルリトリートメントセンター 徳島県徳島市不動東町三丁目902番地の2

イ 固形状のもの

- i 収集運搬:(株)岸化学 和歌山市西浜1660-396
- ii 処分:四国メディカルリトリートメントセンター 徳島県徳島市不動東町三丁目902番地の2

ウ 鋭利なもの

- i 収集運搬:(株)岸化学 和歌山市西浜1660-396
- ii 処分:四国メディカルリトリートメントセンター 徳島県徳島市不動東町三丁目902番地の2

■ 非感染性廃棄物(医療行為に伴って発生する)

ア 固形状のもの(プラスチック空容器等、血液、体液等の付着していないもの)

- i 収集運搬:国光マルチサプライ(株) 大阪府大阪市住之江区北加賀屋2丁目11番8号
- ii 処分:光アスコン(株) 京都府京都市伏見区横大路両松町78番地

イ 非感染性廃棄物であることを確認した廃棄物(空バイアル瓶等)

- i 収集運搬:大弘建材(株) 和歌山市吹上3丁目4番15号
- ii 処分:(株)松田商店 和歌山市西河岸町46番地

ウ レントゲンフィルム等その他の非感染性産業廃棄物(空アンプル瓶)

- i 収集運搬:アサヒプリテック(株)神戸営業 神戸市東灘区魚崎浜町21
- ii 処分:アサヒプリテック(株)神戸営業 神戸市東灘区魚崎浜町22

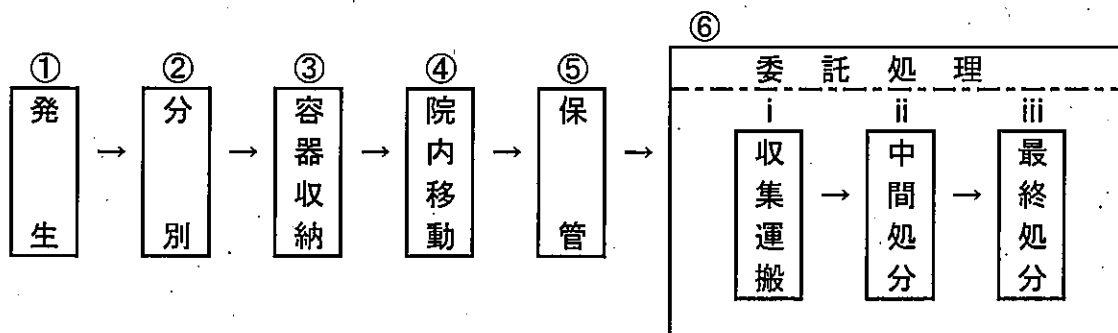
■ 非感染性廃棄物で上記以外の一般廃棄物

- i 収集運搬:有田市一般廃棄物収集運搬組合
- ii 処分:有田周辺広域圏事務組合環境センター

II 感染性廃棄物処理フロー

感染性廃棄物の取扱いについては、発生から処理までの間、十分な注意が必要である。特に、その処理を他人に委託するときには、その性状、荷姿、取扱上の注意事項等を受託者に説明する。

感染性廃棄物の処理及び管理方法については、上記の計画に基づき表1のとおりとする。なお、当病院内における感染性廃棄物の処理フローは、次のとおりとする。



感染性廃棄物の取扱時の注意事項

感染性廃棄物は、十分な注意を払って取扱わなければならない。特に、注射針、メス、ガラスの破片等鋭利器材の取扱いについては、担当者の負傷等感染被害を防止するように留意しなければならない。

(1) 共通事項

- ① 感染性廃棄物については、発生現場又は使用現場にできるだけ近い場所に設置している専用容器に分別して、それぞれ収納すること。
- ② 感染性廃棄物の落下時は、素手では触れないこと。必ずゴム手袋等を使用すること。
- ③ 血液・体液等が、床、器具、その他の物品等に付着した場合は、床、壁、器具、物品等の当該付着物を拭き取り、消毒剤による消毒を行うこと。
- ④ 感染性廃棄物等廃棄物の取扱い後は、必ず手洗いを行うこと。
- ⑤ 鋭利器材等による刺傷、切り傷や血液・体液に暴露したときは、直ちに特別管理産業廃棄物管理責任者に口頭報告をした後、速やかに書面による報告すること。

(2) 鋭利器材の取扱い

- ① 針やメスなど鋭利器材を取り扱う際には、負傷を避けるよう心掛けること。
- ② 使用済みの針は先端を体に向けないこと。両手でのリキャップを避け、片手で行うスクープ法又は被覆用の道具を使用すること。
- ③ 使用済み注射器から、手で針を抜いたり、曲げたり、折ったりしないこと。

(3) 血液等体液付着物の取扱い

- ① 感染性廃棄物に関して、血液、体液等付着物は、素手で触れないこと。

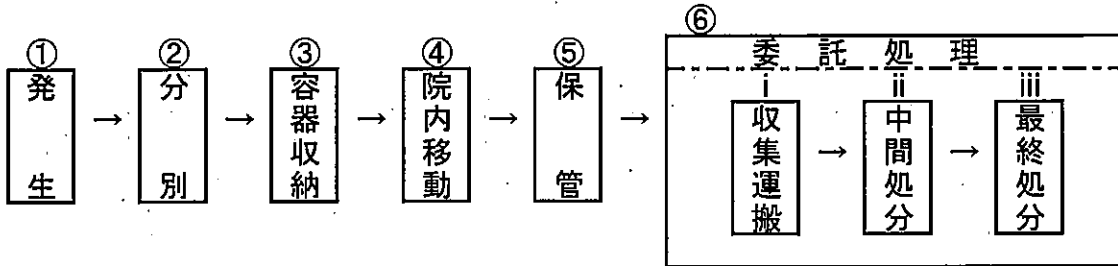
(4) 病室からの移動

- ① 病室からナースセンター等への移動は、回診車又はトレイに置いて移動すること。
- ② 移動中の廃棄物については、入院患者等第三者が触れることのないよう留意すること。

Ⅲ 非感染性廃棄物処理フロー

(1) 非感染性廃棄物(医療行為に伴って発生する)

非感染性であることを確認した廃棄物、及び固形状物(空容器等、血液、体液等の付着していないもの)の処理及び管理方法については、上記の計画に基づき表2のとおりとする。



(2) 非感染性廃棄物で上記以外の一般廃棄物

病院内事務所等で発生する紙くず、厨茶類、飲料水容器(アルミ缶、スチール缶、ペットボトル、その他)、その他のごみの処理及び管理方法については、上記の計画に基づき表3のとおりとする。なお、非感染性の一般廃棄物には、廃棄物処理法上マニフェスト制度の適用は受けない。

Ⅳ 事故時の措置等

- 1 廃棄物に関して、盗難や委託した処理業者等による不法投棄等の事故が生じたときは、速やかに廃棄物処理責任者又は特別管理産業廃棄物管理責任者に通報しなければならない。(緊急連絡体制: 図2)
- 2 当病院内外において注射針、メス等の感染性廃棄物による刺傷、切り傷を負うなどの事故が発生したときは、速やかに特別管理産業廃棄物管理責任者に通報しなければならない。
- 3 通報を受けた廃棄物処理責任者又は特別管理産業廃棄物管理責任者は、応急措置を講ずるとともに、医療安全対策委員会に報告し、事後対策及び事故発生防止対策等について検討を行い、事故の未然防止に努めなければならない。

図1 廃棄物保管庫

保管庫の位置(概略図)

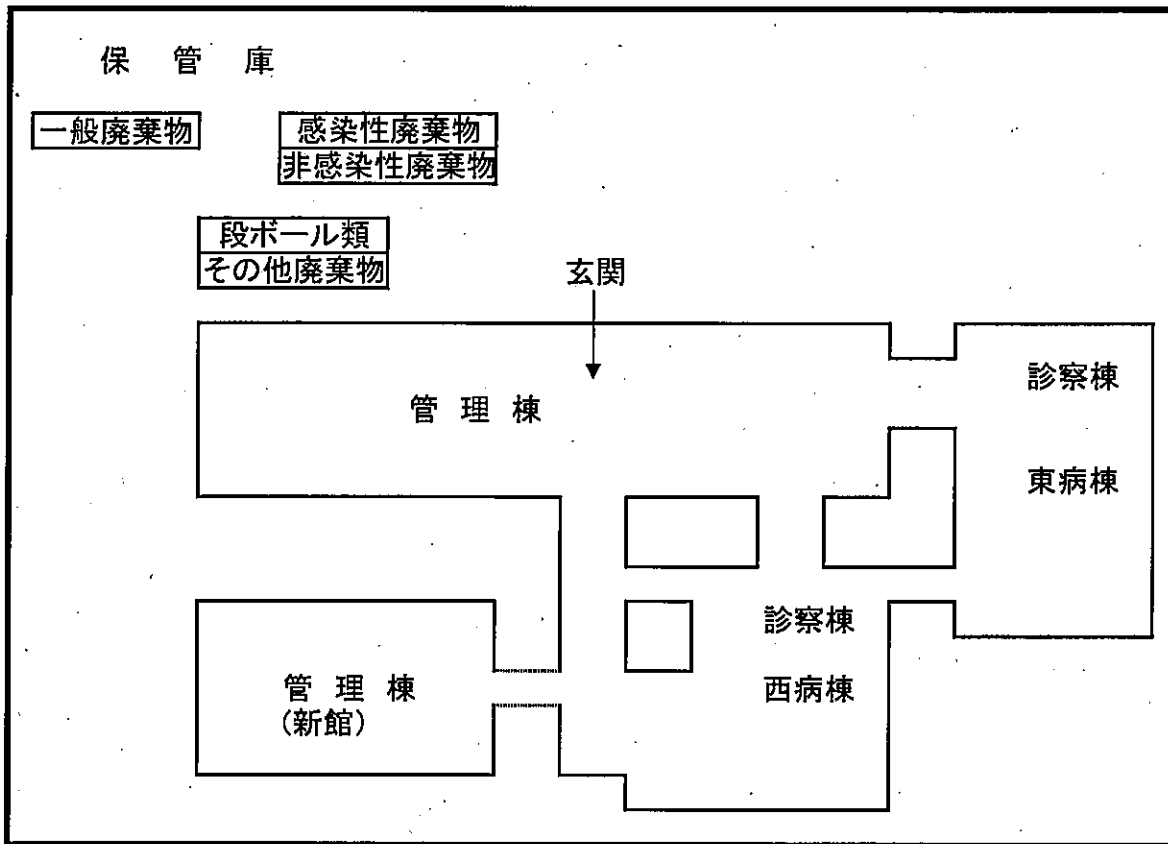


図2-1 緊急連絡体制

医療廃棄物による事故等に関する連絡体制は、次のとおりとする。

